

令和7年10月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年10月総会

萩市農業委員会総会議事録

10月21日(火) 午前9時30分 開会 場所 総合福祉センター
3階大会議室

○提出議案

- 議案第55号 職員の任免について
議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第58号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
議案第59号 現況確認書の交付について

○出席委員(13名)

1番 原 川 久美子	2番 横 山 喜一郎
欠席 中 村 博	4番 草 野 隆 司
欠席 原 田 知 美	欠席 矢 次 利 典
7番 三 村 浩 一	8番 品 川 民 雄
9番 金 子 哲 也	10番 藤 田 芳 昭
欠席 長 富 繁 美	12番 岩 本 裕 子
欠席 守 永 正 範	14番 鈴 川 肇
欠席 大 田 忠 男	16番 中 野 恵 子
17番 大 石 博 則	18番 松 田 由 美 子
19番 片 岡 兼 雄	

○議事録署名委員

4番 草 野 隆 司 14番 鈴 川 肇

○議 事 事務局長

ただいまから、令和7年10月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、13名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 草野委員、14番 鈴川委員
をお願いいたします。

議 長 議案第55号「職員の任免について」を議題に供します。事務局
から説明をお願いします。

事 務 局 議案第55号の説明

議 長 以上の説明のとおり、10月1日付けでの人事異動であります。
萩市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。

議案第55号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第56号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る10月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進
委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.3kmに位置し、赤丸でお示
しした箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は4筆全ての農地において登記・現況ともに田、面積の合計は、7,726㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は22,889㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、高齢となり耕作の継続が困難となったため、自身が運営する社会福祉法人へ譲渡することとして打診されておられました。譲受人の●●●さんは、福祉事業におけるサービス利用者のリハビリ等の際の農業体験を行う体験ほ場として利用することとして譲渡人からの申し出に応じられるかたちで双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

なお、農地法第3条では、農地所有適格法人以外の法人の農地等の所有権取得を認めていませんが、不許可の例外として、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他営利を目的としない法人がその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する場合とあり、教育実習農場、リハビリテーション農場等が該当します。

本件は、社会福祉法人が、リハビリテーション農場等として使用することから、不許可の例外に該当し、根拠法令等は農地法第3条2項、農地法施行令第2条、農地法施行規則第16条が該当いたします。

譲受人の主要作業従事者の年齢は●●●歳で農業経験年数は17年で、農業従事日数は150日の予定です。

また、15名の施設利用者がリハビリテーション農場へ従事され、年間農業従事日数は150日の予定です。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機をはじめ、収穫・調整までの営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この件につきまして、10月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局2名、そして私と●●●さん、●●●さんとで現地確認を行いました。

内容につきましては、ただ今事務局からの説明のとおりです。●●●さんが引き続いて耕作されるので、特に問題はないかと思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1項について説明いたします。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

10月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ450mの国道沿いに位置する、第一種住居地域内にあり、過去に農業公共投資の対象となっていない、県住、市住、住宅が混在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は238㎡です。

申請地と一体利用地を含めた合計面積は511㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線沿いの●●●の先にある、●●●の前に

ある農地になります。
写真の説明をします。

(写真の説明3枚)

転用目的ですが、市内で自動車、中古自動車の販売及び修理事業を展開しておられる●●●さんが、事務所以外の、現在の中古車展示場の形状が悪く、5台分の駐車スペースしかないため、既存の駐車場と併せて敷地拡張し12台分の中古車展示場を整備されるものです。

所有者の●●●さんは、相続により申請地を取得されましたが、管理耕作が困難なため、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は併用地、登記は畑ですが、駐車場の整備として平成12年3月30日付で農地法第5条許可済です。今後地目変更されます。西側は国道、南側は宅地、東側は赤線(里道)を挟んで●●●さん所有の畑●●●がありますが、隣接農地承諾書が添付されており問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、既存の駐車場5台分の隣に、新たに7台分の駐車場を整備される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で西側の道路側溝内に流れ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土等の造成は行わず、大木・柿の木は伐根したのち、現状のまま転圧し、上部は併用地とともに、アスファルト舗装するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、10月3日、事務局2名と●●●委員さん、●●●推進委員さん、私と、●●●土地家屋調査士さんの立会のもと、現地確認をいたしました。

内容については事務局の説明があったとおりです。所有者の●●●さんは仕事が忙しくなかなかこの農地の管理ができないということで、●●●さんから駐車場の整備をしたいというお話を受けられて承諾をされたということでございます。現地は先ほど説明があったとおり、●●●号線沿いであって、大きな木と柿の木が茂っているというような状況でございました。これは●●●さんが整備して駐車場にされるということでございますので、何ら問題はないものと考えますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第58号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について本総会にて意見を問うものでございます。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、従前の公社通し契約にあたる2段階方式により、11月1日付けで新規の利用権設定を行うものを上程するものです。

それでは、促進計画（案）に係る利用権設定状況についてご説明

いたします。

議案書の8ページのとりまとめ表をご覧ください。

今年度、やまぐち農林振興公社が事業主体となる「遊休農地解消事業」を活用し、●●●地域並びに●●●地域において緑指定した遊休農地を解消する事業に取り組みられる農地の利用権設定になります。

令和7年11月1日に利用権設定されるものは、●●●地域において、地目が田の新規契約が5件、17筆、面積は11,916㎡で、●●●地域においては、同じく地目が田の新規契約が1件、1筆、面積は876㎡で、全体で6件、18筆、面積合計が12,792㎡の新規設定となります。

次のページに一括方式の促進計画(案)の内容を記載しております。

なお、遊休農地解消事業を実施した後に、●●●、●●●の両地域において、備考欄記載の農業法人が令和8年4月から水稻の作付を行われる予定となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第58号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり承認といたします。

(報告事案-2)

議長 議案第59号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第59号第1項について説明いたします。議案は11ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月25日、●●●地区の農地パトロールの日に、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1.1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は115㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●裏の周囲を宅地に囲まれた地域にある農地です。

申立てによると、申請地は、昭和年月日不詳より併用地●●●との敷地に居宅が建てられており、現在も存在するとのこと。

本調査によると、申請地は、隣接地●●●と併用して、木造セメント瓦葺平家建の居宅1棟が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

10月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に2.1kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は963㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、県道●●●線沿いにある農地です。

先ほどの、議案第56号の農地法第3条第1項の近くになります。

申立てによると、申請地は、20年以上前から農地としての利用はなく原野化していた。現在は、●●●の利用者の物置・駐車場等、多目的に利用しているとのこと。

本調査によると、申請地は、真砂土で整地された駐車場・広場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

10月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に3.6kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は893㎡外5筆で合計面積1,459㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●という所で、市道●●●線と市道●●●線沿いにある農地です。

申立てによると、申請地●●●・●●●は、平成13年に父親が転出後耕作しておらず、原野に戻る。●●●は、圃場整備による農道拡幅工事による掘削後、里道の拡幅により掘削及び埋立て工事を行ったため、法面となっている。●●●・●●●は背後の山林と一体化している。●●●は駐車場として利用しているとのことです。

本調査によると、申請地●●●・●●●は雑木が生い茂り、●●●は、里道と市道間の法面となっており、●●●・●●●は背後の山林と一体化し雑木が生い茂り、●●●は、木造塩化ビニール波板葺平家建の車庫が建てられており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第4項について説明いたします。議案は12ページです。

9月19日、●●●地区の農地パトロールの日に、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●職務代理、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北に770mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は948㎡外1筆で合計面積3,546㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●の先の市道●●●線の山裾にある農地です。

申立てによると、申請地2筆は、●●●・●●●・●●●(登記：原野)の3筆の筆界未定地であるが、この度、●●●・●●●を時効取得し、3筆全てが自身の所有する農地となったが、この2筆の土地については、20年以上耕作しておらず休耕していたため、現況は荒廃しており、農地の体をなしていないとのことです。

本調査によると、申請地2筆は、●●●と一体となって雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第59号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前9時55分 閉会